



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 6年 12月 定例会（第5回） 11月29日－01号

P.20 17番（大原裕貴君）

◆17番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、議員提出議案第8号、たかおか知子議員に対する問責決議について、賛成の立場で討論をいたします。

決議文にあるように、たかおか議員による一連の行動は、議員倫理と照らしても問題があると思います。

しかし、これはあくまで主観に基づく判断であり、明確な基準、違反基準があるというものではありません。それよりも、たかおか議員による一連の行動の中でより問題が大きいと考える部分が、決議案の1に記載されている兵庫県知事選挙投票日における投稿です。

これは後に述べますが、公職選挙法に抵触する可能性がある行為です。

公職選挙法を所管する総務省が発行している改正公職選挙法（インターネット選挙運動解禁）ガイドラインというのがあるんですがそれでも、それによりますと選挙運動とは、「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために必要かつ有利な行為である」とされています。

いわゆる、今回問題とされている落選運動そのものについては、特定の候補者が投票を得るための行為ではありませんので選挙運動とは見なされません。しかし、同ガイドラインには、「ある候補者の落選を目的とする行為であっても、それが他の候補者の当選を図ることを目的とするものであれば、選挙運動となる。」との記載があります。

たかおか議員は選挙期間中、落選運動の対象となった候補とは別の候補を支援しており、実際に街頭で選挙運動を応援している、そんな様子も発信をされています。つまりは、たかおか議員の発信は当選目的を持たない落選運動とは異なり、他の候補者の当選を図ることを目的としていると客観的に判断することができます。

よって、選挙運動と解されても仕方のない運動をしていたということになると考えます。

公職選挙法第129条において、選挙運動の期間として認められるのは、当該選挙期日の前日までとされています。つまり、投票日は選挙運動が認められる期間外となっており、投票日に選挙運動をした場合は公職選挙法第129条に違反をしていることになります。同法第239条第1項第1号では、第129条に違反した場合、1年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処すると定められています。

投票日に選挙運動と解される運動をしていたたかおか議員は、公職選挙法第129条に違反したと判断をされる可能性がある指摘をせざるを得ません。

実際に公職選挙法に抵触しているかどうかの判断を下すのは検察であり、最終的には司法の場、裁判の場をもって決定されるものですので、現時点では可能性の域は出ません。ですが、我々市議会議員は公職選挙法に従って選挙を行い、当選をし、議席をお預かりしている身です。客観的に見て公職選挙法の抵触が疑われる、そういった行為を行うことは厳に慎むべきだと考えます。

また、今回のケースは、口頭で言った言わないの話をしているのではなく、記録が残るウェブ上の話です。たかおか議員がどのように弁明をしたとしても投票日にこうした選挙運動と見られる発信をしたということは事実です。

また、これは決議文の中には書かれていないことですが、我々の会派としましては、質疑の中でもありましたように、倫理条例を根拠とするには非常に曖昧な部分があるということで、この公職選挙法違反の可能性というところを、決議文の中に入れ込むよう要望をしております。

先ほど、提出者である川上議員はそうした申出はなかったというふうにおっしゃっていましたが、我々としてはそうした申出をしています。しかし、行き違いがありまして、時間的に間に合わなかったということで修正はしてもらえなかったという事実がありますので、川上議員の答弁の中での発言は少し違いがあると私たちは考えています。

それと、先ほど申し上げましたように公職選挙法違反の疑い、そしてその発信をされたというのが事実です。それによって事務局に苦情の電話が多数寄せられていることを確認しています。昨日の時点で40件ほどの苦情が来ていると聞いています。1件の苦情対応におよそ10分を要したと仮定しますと、400分。事務局職員を6時間以上も拘束し、かつ本来必要としない苦情対応による精神的負担を与えていることになります。

これもまた、たかおか議員の行動によって生じた事実です。これは、本人だけの話にとどまらず市職員にも迷惑をかけているということになります。行動による疑惑及び積み重なった事実を見るに、責を問われても致し方がない部分が多く、本議案には賛成をするものです。

しかし、今回の決議の進め方については疑問があります。

本件は議会外の問題であります。ですので、本人に聞き取り調査を行ってしかるべきだと考えています。本会議の場で弁明のチャンスというのを与えられておりますが、公開の場では言えないこともあると思います。非公開の場で聞き取り調査を実施した上で問責決議を提出するという手続のほうが、より丁寧だったと思います。

とりわけ人に対して不利になる、たかおか議員にとって不利になる判断をするわけですから、より丁寧に事を進める必要があったと思います。

質疑の中でもありましたけれども、実際に提出の前段階においての議論が必要だったのではないかと御意見もありました。

また、質疑の中で、たかおか議員が攻撃的な批判を受けて御家族にも影響が出て、実際に警察のほうに被害届を提出している状況下ということが分かりました。そうした状況下において、攻撃的な批判をされている方に対して火に油を注ぎかねない、こうした公の場による問責決議が妥当なのかと言われると微妙な部分があるとは思います。

しかしながら、こうした部分の疑義というのはあるんですが、実際にこれは議会のほうにもう上程をされていて、我々議員としては、採決、賛否の判断をするという局面にきています。

プロセスの部分に疑義というのはあるんですが、私たちとしては、たかおか議員が行った行動、事実に対する判断が、そこに絞った判断が必要と考えておりますので、先ほど述べました公職選挙法違反の可能性であったり、事務局職員への影響、そういった事柄を鑑みて、反対するには至らないということで、この議案に対しては賛成をするものです。

以上です。